

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第2回)
2. 日時 場所	平成24年8月30日(木) 午後1時～2時20分 東京証券会館 第1会議室
3. 次第	1. トータルリターンの通知について 2. 信託報酬の通知について 3. その他
4. 主な内容	<p>1. トータルリターンの通知について</p> <p>事務局より、投資信託のトータルリターン把握のための定期的通知制度に関して本ワーキング・グループメンバーから寄せられた意見について、説明が行われた(資料1)。</p> <p>引き続き、事務局より、同制度に係る基本的な考え方、今後の検討の進め方及びさらなる検討課題について説明が行われた(資料2)。</p> <p>その後、同制度に係る今後の検討の進め方について、大要以下のとおり、意見交換が行われた。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>[1. 対象とする投資信託の範囲(1)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SMA等のように投資一任契約を顧客と締結する場合には、サービスの中でトータルリターンを顧客に通知しているので、本制度の対象外としても良いのではないかと。 ・ 外国投資信託を同制度の対象外とできないか。例えば、買付時に外貨決済した場合には、円ベースで損益を計算する場合、買付価額を外貨から円に転換しなければならず損益計算の整理が難しい。 ⇒外国投資信託の損益計算が難しいことについては事務局から当局に対して引き続き説明をするが、当局は国内投資信託と外国投資信託のイコールフットイングを求めており、最初から外国投資信託を本制度の対象外として議論を進めることは難しいと思われる。(事務局) ⇒外国投資信託に係る通知制度を国内投資信託より遅らせて実施することについては当局より理解を得られる可能性もある。制度実施までにはまだ時間があるので、引き続き、外国投資信託をどのように取り扱うかについて検討を続けていくことでどうか。 ・ 同制度の対象となる投資信託はすべての投資信託というよりは、まさにトータルリターンがわかりにくい投資信託であったと思う。例えば、エクイティ投資で構成される年1回決算型の投資信託等は投資家側でも概ねトータルリターンを理解できると考えられないかと。 また、外国投資信託については、すべての協会員が対応できるかを議論の前提として考慮すべきである。 ⇒同制度の対象範囲は「通知の手段」にも関係するのではないかと。例えば、「通知の手段」として「④の顧客からの照会に対する回答」により対応する場合には、毎月分配型の投資信託であればトータルリターンを伝えるものの、他の投資信

託の場合には回答しないというのは違和感がある。(事務局)

〔2. 対象とする投資信託の範囲 (2)〕

- 本制度の施行前に顧客が取得した投資信託について過去遡及しないこととする
と、同じ投資信託であるのに通知の対象になる場合とならない場合が出てきてしま
い、投資家が混乱してしまうかもしれない。例えば、遡及期間を一定期間で区
切ってしまう手もあるのではないか。
⇒全協会員が統一してそのように一定期間の遡及対応をすべきとするのか、過去
遡及すると判断した協会員においてのみ対応すべきとするのかは整理しておく
必要がある。
⇒提案いただいた手段の実現可能性については、協会員が取扱い投資信託につい
てどれくらいの過去データを保存しているのかによると思う。協会員に対して
アンケートを実施し、その調査結果に基づいて検討することも考えられる。(事
務局)
- 遡及するタイミングによってはトータルリターンが変わることになる点には留意
しなければならない。

〔5. 計算方法〕

- どの協会員に聞いても同じ計算結果が戻ってくる方が望ましいはずなので、業界
で計算方法を詳細まで統一した方が良いのではないか。
⇒計算方法の統一にあたっては論点が2つある。1つは、「計算時点の評価金額」
を「基準価額」とするのか「解約価格」とするのかということ、もう1つは再
投資分を計算に含めるのかということである。
また、既に通知サービスを開始している協会員もいることも念頭に置いて検討
しなければならないと思う。既にサービスを開始している協会員において異な
る計算方法を採用している場合に、コストをかけてまで1つの計算方法に統一
させるべきかについては慎重な議論が必要であると考えられる。(事務局)
⇒統一するのであれば全協会員が対応できるものでなければならぬ。計算方
法を統一することは理想的であるが、全協会員が対応できるかについては懸念
が残る。

〔6. 制度実施時期〕

- 制度内容の公表から実施までの準備期間を最低でも1年以上は必要と記載してい
るが、最低でも1年という線引きが妥当であるかはきちんと協会員の実情を調査
したうえで検討する必要があると思う。
- 1年間を要してシステム開発を完了させたとしても、そのシステムが正しく動く
かどうかの検証期間が追加で必要になる。通知の内容が投資家にとってそれなり
にシビアなものであるため、通知内容に誤りなどがあるかはやはり気がかりであ
る。
⇒「試用期間中なので誤りがあるかもしれない」といったことを前提として顧客

	<p>にトータルリターンを提供するわけにもいかないと思われる。通知内容については、計算の前提等について相応のディスクレマーを入れていただきながら対応いただくことが考えられる。(事務局)</p> <p>2. 信託報酬の通知について 事務局より、目論見書及び運用報告書上に信託報酬を記載することに関して本ワーキング・グループメンバーから寄せられた意見について、説明が行われた(資料3)。本件については、投資家毎に投資信託に係る信託報酬の総額を正確に算出すること自体が実務上困難であることが確認された。</p> <p>3. その他 事務局より、今後の予定として、今秋に再開予定の金融審「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」等での議論を踏まえながら検討を行うこととなる旨、説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部(03-3667-8470)